

○宮崎大学遺伝子組換え生物等の第一種安全委員会規程

〔平成22年4月26日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学遺伝子組換え生物等の第一種使用等に関する安全管理規程第7条第2項の規定に基づき、宮崎大学遺伝子組換え生物等の第一種安全委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 開放系栽培研究に関する規程等の制定・改廃
- (2) 開放系栽培研究計画の法令等及び本学規程に対する適合性
- (3) 開放系栽培研究従事者に係る教育訓練及び健康管理
- (4) 研究ほ場の点検・管理に関する事項
- (5) 不測の事態が生じた際の必要な処置及び改善策
- (6) その他研究の安全確保に関する必要な事項

2 委員会は、前項の規定により独自に調査・審議した結果、必要があると認めた場合は栽培研究責任者が所属する部局の所属部局長、研究ほ場を管理する管理部局長及び学長に助言又は勧告することができるものとする。

3 委員会は、必要に応じ、栽培研究責任者に対し報告を求めることができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究・企画担当）
- (2) 教育文化学部教員1人
- (3) 医学部教員1人
- (4) 工学部教員1人
- (5) 農学部教員1人
- (6) フロンティア科学実験総合センター教員1人
- (7) 安全衛生保健センター教員1人
- (8) 学術研究協力部長
- (9) 学外委員1人
- (10) その他学長が必要と認める者若干人

(任期)

第4条 前条第2号から第7号、第9号及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第2号から第6号委員の中から互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学術研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月26日から施行する。